

議案第41号

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年6月3日提出

加西市長 西村 和平

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

平成 26 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における市長の給料月額に係る特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例(昭和 42 年加西市条例第 17 号)附則第 5 項の規定の適用については、同項中「100 分の 30」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

個人事業主への委託料の支払における源泉所得税の徴収漏れにより、延滞税等、市への損害が発生した責任として、平成 26 年 7 月 1 日から同月 31 日までの 1 月間、市長の本則給料月額を 10 分の 1 減額するもの。

(本則給料月額 940,000 円、現給料月額 658,000 円、減額後の給料月額 564,000 円)